

令和 3 年度事業報告

当財団は、建築設備、昇降機及び遊戯施設について、建築基準法に基づく定期検査を担う検査員の育成、認定・性能評価等による技術支援、定期検査報告制度の推進などの業務を着実に実施した。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、国土交通大臣登録講習におけるWeb講習の導入、建築設備定期検査報告業務の受付窓口の環境改善などに取り組んだ。

I 建築設備検査員及び昇降機等検査員の育成

1 国土交通大臣登録講習

建築基準法施行規則第6条の6に基づき、建築設備検査員及び昇降機等検査員として必要な知識及び技能を修得させるため、国土交通大臣登録の「建築設備検査員講習」及び「昇降機等検査員講習」を以下のとおり実施した。

(1) 令和 3 年度 建築設備検査員講習実施状況

Web講習（講義映像を自宅等で視聴し、修了考査は会場で受ける）					
開催地	講義配信期間	修了考査日	受講者	合格者	聴講者
東京	11月9日～ 11月29日	12月3日	283名	261名	1名
大阪	11月9日～ 11月29日	12月3日	107名	100名	0名
計			390名	361名	1名
会場講習（講義映像を会場で視聴し、修了考査も会場で受ける）					
開催地	開催期日		受講者	合格者	聴講者
東京	11月30日～12月3日		177名	142名	0名
大阪	11月30日～12月3日		84名	67名	0名
計			261名	209名	0名
合 計			651名	570名	1名

(2) 令和 3 年度 昇降機等検査員講習実施状況

Web講習（講義映像を自宅等で視聴し、修了考査は会場で受ける）					
開催地	開催配信期間	修了考査日	受講者	合格者	聴講者
東京	9月21日～ 10月11日	10月15日	660名	503名	5名
大阪	9月21日～ 10月11日	10月15日	106名	74名	1名
計			766名	577名	6名

会場講習（講義映像を会場で視聴し、修了考査も会場で受ける）				
開催地	開催期日	受講者	合格者	聴講者
東京	10月12日～10月15日	179名	116名	0名
大阪	10月12日～10月15日	101名	60名	0名
計		280名	176名	0名
合 計		1,046名	753名	6名

2 法令等に係る情報提供

（1）図書の頒布

建築基準法に基づく建築設備、昇降機及び遊戯施設に関する以下に掲げる図書を頒布した。

1) 図書の改訂

東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル2021年版

2) 現行版の頒布

- ① 建築設備設計・施工上の運用指針2019年版
- ② 建築設備定期検査業務基準書2016年版
- ③ 昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書2017年版
- ④ 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」解説
- ⑤ 昇降機の適切な維持管理について（リーフレット）
- ⑥ 昇降機技術基準の解説2016年版（追補版を含む）
- ⑦ 改訂版 昇降機用語辞典
- ⑧ 遊戯施設技術基準の解説2018年版（2020年追補版を含む）

（2）一般講習

建築設備、昇降機及び遊戯施設の維持管理、検査基準等に関する説明会を以下のとおり開催した。

1) 昇降機の適切な維持管理に関する指針及び地震対策等に関する説明会

公共建築の営繕・管財部局等を対象に、10都市（福島、さいたま（2回）、福井、甲府、岐阜、奈良、和歌山、山口、徳島、宮崎）で説明会を開催した（受講者：240名）。

2) 遊戯施設の運行管理者・運転者等講習会（Web講習）

運行管理者、運転者等を対象に、遊戯施設の安全性を確保するためのWeb講習を令和3年4月に実施した（受講者：283名）。

3) 東京都「建築設備定期検査のための実務講習会」

東京都内において建築設備の定期検査を行う建築設備検査員等を対象に、Web講習及び会場講習を令和3年6月に実施した（受講者：350名（Web：333名、会場：17名））。

3 その他の支援

(1) 建築設備優良検査者表彰制度

建築設備の定期検査に携わる5名の建築設備検査員等を優良検査者として令和3年9月に表彰した。

(2) 建築設備定期検査賠償責任保険

建築設備検査員が安心して定期検査を実施できるよう、定期検査により発生した損害を賠償する保険制度を運用した。

令和3年度加入件数 61件

II 認定・性能評価等

1 構造方法等の性能評価

建築基準法第68条の25に基づく国土交通大臣指定性能評価機関として、構造方法等の国土交通大臣認定のための審査に必要な性能評価業務を実施した。

令和3年度実績

	受 付	完 了
昇 降 機	13件	31件

2 型式適合認定・型式部材等製造者認証

建築基準法第68条の24に基づく国土交通大臣指定認定機関として、昇降機の型式適合認定及び型式部材等製造者の認証の業務を実施した。

令和3年度実績

	受 付	完 了
型式適合認定	9件	25件
製造者認証	18件	18件

3 自主評価

昇降機について、建築基準法令その他の技術基準への適合を評価する業務を実施した。

令和3年度実績

	受 付	完 了
昇 降 機	34件	37件

4 調査・研究

(1) 国土交通省 令和3年度住宅市場整備推進等事業「建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業」

昇降機の維持管理指針に関する説明会の開催、昇降機の維持管理指針の見直しに向けた検討、海外のエレベーター事故の調査、定期報告のオンライン化に向けた調査等を行った。また、遊戯施設に係わる関係者が参加する情報交流会を開催した。報告書を令和4年3月に国土交通省へ提出した。

(2) 国土交通省 令和3年度建築基準整備促進事業「大地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止に関する検討」

大地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策を強化するための耐震強化対策、仮復旧診断領域拡大の検討を東京電機大学との共同事業として行った。報告書を令和4年2月に国土交通省へ提出した。

(3) 国土交通省 令和3年度建築基準整備促進事業「エスカレーターの安全対策の検討」

エスカレーターにおける人又は物の挟まれ、障害物への衝突を防止するため、ハンドレールと転落防止柵のすき間の寸法等の構造基準を定めるための検討を行った。報告書を令和4年3月に国土交通省へ提出した。

(4) 国土交通省 企画競争「昇降機の定期検査への新技術の導入のための建築基準制度の調査及び検討資料の作成業務」

エレベーターのロープの劣化状況を診断するセンサーの開発状況を調査し、目視や寸法測定と同等以上の診断精度を有するか評価を行うことにより定期検査への活用を検討した。報告書を令和4年2月に国土交通省へ提出した。

5 国等との連携・協力

国土交通省の昇降機等事故調査部会に職員を派遣し昇降機及び遊戯施設の事故調査に協力した。

また、以下の団体に協力し業務を推進した。

国土交通大学校、公益財団法人建築技術教育普及センター、公益社団法人ロングライフビル推進協会、一般財団法人日本ガス機器検査協会、一般社団法人建築性能基準推進協会、一般社団法人日本アミューズメント産業協会、一般社団法人日本エレベーター協会、佐賀県、宮崎県 等

Ⅲ 定期検査報告制度の推進

1 全国を対象とした定期検査報告制度の推進

(1) 「建築設備検査員等名簿」及び「昇降機等検査員等名簿」の公表

建築設備検査員資格者証又は昇降機等検査員資格者証の交付を受けた者等から名簿登載の申し込み（建築設備 938 名、昇降機 2,110 名）を受けて、令和 3 年版「建築設備検査員等名簿」及び「昇降機等検査員等名簿」を作成しホームページに掲載した。

これらの名簿登載者には、定期検査時に使用する登載証を配付するとともに、「建築基準法 建築設備関係法令集 電子版」の閲覧サービスを提供した。

(2) 定期検査報告業務を行う地域法人への支援

定期検査報告業務を行う各地域法人と連携しつつその業務を支援するため、以下の事業を実施した。

1) 「定期調査・検査報告関係団体連絡会議」の開催

建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項に基づく定期調査・検査報告業務を行う全国の地域法人が参加する定期調査・検査報告関係団体連絡会議を、一般財団法人日本建築防災協会との共催により開催した。

① 全体会議

国土交通省担当官による以下の講演内容を収録した映像を 9 月 22 日から 10 月 8 日に配信した。

「定期調査・検査の最近の状況について」

「昇降機等の事故報告について」

② 分科会

建築設備、昇降機等、特定建築物及び防火設備の各分科会を Web で 9 月 27 日に開催し、定期報告に係る問題点等について意見交換を行った。

2) 建築設備及び昇降機の定期検査報告済証等の頒布

建築設備及び昇降機の定期検査報告済証等を頒布した。

3) 講習会等への講師派遣

一般財団法人埼玉県建築安全協会が主催する講習会に職員を講師として派遣した。

(注)「地域法人向け研修（昇降機）」は開催を中止した。

(3) 機関誌「建築設備&昇降機」の発行

建築設備、昇降機及び遊戯施設の検査員、特定行政庁並びにその他の関係団体を対象として、機関誌「建築設備&昇降機」を発行した（第 151 号～第 156 号、各号 5,000 部）。

(4) 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」の普及（再掲）

昇降機の適切な維持管理に関する指針及び地震対策等に関する説明会を各地で開催し普及を推進した。

(5) 「遊戯施設の安全性向上に係る情報交流会」の開催

遊戯施設の安全性向上を目的として、遊戯施設の製造、所有、運営、維持管理等に関わる関係者が参加する「遊戯施設の安全性向上に係る情報交流会」を令和3年11月に城島高原パーク（大分県別府市）で開催し、安全性向上に向けた意見交換を行った（参加者：135名（Web：57名、会場：78名））。

2 東京都における建築設備定期検査報告業務

(1) 東京都における建築設備定期検査報告書の受付

東京都における建築基準法第12条第3項に基づく建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び給排水設備）定期検査報告の対象建築物の台帳整備、所有者・管理者への通知、報告書の受付、予備審査等を行った。

令和3年度実績

総報告件数 (棟数)	設備毎の内訳（設備数）			
	換気設備	排煙設備	非常用の照明装置	給排水設備
54,002	24,588	6,497	52,053	27,266

(2) 東京都建築設備定期検査報告実務マニュアルの改訂作業

建築設備定期検査報告の実務の円滑化を図るため、東京都の定期調査・検査報告行政連絡会の協力を得て、「東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル」の改訂作業を行った。

(3) 建築設備定期検査イブニングセミナーの開催

東京都において建築設備の定期検査を行う建築設備検査員等を対象に、「非常用の照明装置の設置・構造基準」に関する資料を提供した（参加申込：50名）。

定款第8条第1項の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項として記載すべき事項は特にない。